

中央監視業務及びボイラー設備運転管理業務仕様書

岩手県立宮古病院（以下「病院」という。）の中央監視業務及びボイラー設備運転管理業務を委託するにあたり、各種設備機器を安全かつ効率的に運用するため、この仕様書の定めるところにより業務を実施するものとする。

1 委託する業務の範囲

- (1) 中央監視設備による設備の運転及び運転状況の監視
- (2) ボイラー設備等の各種設備の運転管理
- (3) 防災設備の監視及び操作
- (4) 設備機器の安全運転のための日常点検及び定期点検
- (5) 設備の運転にかかる燃料、消耗品等の在庫管理及び補充
- (6) 障害発生、建物及び設備破損、火災発生時等非常時の対応
- (7) 設備・機器の法定点検等の立会
- (8) その他、軽微な営繕、除雪等、設備管理に関して必要な事項があつて双方協議のうえ取り進めた業務

2 業務実施上の留意点

- (1) 関係法令等を熟知し、それを遵守すること。
- (2) 中央監視、日常点検により、各施設ならびに装置機器の機能を十分に発揮し得るように努めること。
- (3) 設備機器の故障や異常発生の予防に努め、耐久性の維持と保全を心がけること。
- (4) 室内の温度、湿度、換気、照度などについて自然の条件と建物の構造を巧みに生かし、省エネルギーの実現及びランニングコストを常に意識して機器の運転管理に努めること。
- (5) 館内を巡視し、環境保持に努めること。
- (6) 労働安全衛生規則等を遵守し、作業の安全を確保すること。

3 施設の規模について

- (1) 敷地面積 104,189.58㎡
- (2) 病院本館の仕様

階数	地下1階、地上9階、塔屋2階
延床面積	25,069.01㎡
- (3) 旧サービスセンターの仕様

階数	地下2階、地上1階
延床面積	2,062.59㎡

4 一般事項

(1) 病院業務の優先

ア 病院長が止むを得ない事情により、所定の業務実施日または業務実施時間以外に業務の実施を要するとき、もしくは本仕様書に明記されていない業務について、特別に実施を必要とする場合には、その協力方についてあらかじめ受託者と協議のうえ実施するものとする。

イ 受託者は、病院において業務に従事する者に対し、勤務時間、業務内容等、業務の実施に必要な事項について、あらかじめ理解させておかなければならない。

(2) 業務実施指針

ア 業務責任者の配置

受託者は、病院における業務の統括及び円滑な業務の実施のため、業務責任者を配置し、病院長に届出すること。

イ 従事者の要件

受託者は、業務に従事する者を配置するにあたり、業務遂行に必要なかつ有能な技術者を配置し、適切に業務を実施しなければならない。

ウ 従事者の資格条件

次の免許資格を有する者を各一名以上配置すること。

(ア) 電気工事士

(イ) 消防設備士または、消防設備点検資格者

(ウ) 自衛消防業務講習会修了者

(エ) 乙種第4類危険物取扱者

(オ) エネルギー管理講習修了者（エネルギー管理員）

(カ) 大規模病院（300床以上）で5年以上中央監視及びボイラー運転管理業務を経験した者

(キ) ボイラー運転管理業務従事者は1級または2級ボイラー免許所持者であること。

ただし、従事者のうち1名は1級ボイラー免許所持者とする。

エ 従事者の届出

受託者は、委託業務の着手前に、中央監視業務及びボイラー運転管理業務従事者名簿（様式1）を委託者に提出しなければならない。

また、提出後異動があった場合も同様とする。

オ 管理計画書の提出

受託者は、業務を実施するにあたり、事前に運転管理（ボイラー運転を含む）及び日常点検業務等に関する管理計画書を病院長に提出し承認を受けるものとする。

(ア) 年間計画書

(イ) 月間計画書

カ 日報の提出

(ア) 受託者は、毎日の委託業務が完了した都度、中央監視業務日報（様式2）を病院長に提出し、その確認を受けなければならない。

(イ) 病院長は、前項の報告書を受領した場合は、当該報告書を審査し、必要に応じ実地調査を行い、委託業務の実施状況がこの仕様書に適合しないと認められるときは、これに適合させる処置を取るべきことを受託者に指示するものとする。

(ウ) 受託者は、前項の指示に従って措置をしたときは、その結果について病院長に報告するものとする。

キ 従事者の適正について

(ア) 名札及び制服(作業衣)の着用

受託者は、受託者の負担により、従事者に名札、制服(作業衣)を着用させるものとする。

(イ) 従事者の適正

受託者はこの業務について、相当の訓練及び教育を受けた健康な者を従事させること。

もし、従事者に業務に従事させることが不相当と認められる者があった場合には、病院長はその理由を明示して交替を求めることができる。

(ウ) 教育研修等

受託者は、従事者に対する教育研修等を随時実施すること。

(3) 従事者の配置

受託者は、委託業務を実施するにあたり、委託業務が円滑に行われるよう人員を配置すること。

5 施設利用等

(1) 施設の利用

院長は、受託者が業務を実施するにあたり、下記の施設及び設備の利用を認める。

- ア 休憩及び仮眠室
- イ 机・椅子・収納棚等の備品
- ウ 設備等の改良、修繕に要する器具、物品類
- エ 電話設備（業務連絡用）
- オ 光熱給水設備
- カ 工事完成図書及び取扱い説明書等設備機器に関する資料
- キ 業務の実施上必要な計測機器及び工具

(2) 消耗品等の供与

業務実施に必要な消耗品は、病院所定の請求手続きに従って、受託者に払い出しするものとする。

(3) 受託者負担

- ア 中央監視室（仮眠室）で使用する什器備品、寝具、事務用機器
- イ 事務用消耗品等、直接業務の実施と関係しない消耗品等

6 故障及び異常発生対策

(1) 受託者は、事故及び異常を発見した場合、下記要領により病院長及び関係部門へ報告し、指示を受けるものとする。

- ア 病院長、関係部門に故障もしくは異常の状況を報告する。
- イ 故障もしくは異常の発生現場へ出向し、立会い確認を行う。
- ウ 必要に応じ技術者の派遣を病院長、関係部門に依頼する。
- エ 故障もしくは異常状態の正常復帰確認後、ただちに病院長、関係部門へ報告する。

7 災害発生時等の対応について

(1) 従事者は、「岩手県立宮古病院防災マニュアル」に基づき、病院長の指示する任務にあたること。

(2) 自衛消防隊員として病院の行う災害対策訓練等に参加すること。

8 留意事項

病院業務の特殊性から、次の事項については特に十分留意して業務を行うこと。

(1) 患者、来院者及び職員に不快感を与えることのないように、言動、身だしなみ等に注意すること。

- (2) 業務上知り得た秘密は、他に漏らしてはならないこと。
- (3) 甲からの指示には速やかに対応すること。

9 その他

(1) 損害の賠償

受託者は、この業務の実施に当たって、病院または第三者に損害を及ぼしたときで、当該事由の発生理由が第三者の責による場合を除き、その賠償の責を負わなければならない。

(2) 協議事項

本仕様書の記載に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項については、委託者、受託者双方協議のうえ定めるものとする。

10 委託業務満了等による引継

契約期間の満了又は契約の解除等により受託者が当事者でなくなる場合には、委託者に対し病院職員と取り決めした事項等を引継ぎするほか、業務の引継ぎに必要な協力を行うものとする。

中央監視業務内容明細書

1 業務実施時間及び配置人数

受託者は、業務を確実にかつ効率的に運営するため、下記に掲げる業務実施場所に、業務実施に必要な人員を配置するものとする。

ア 配置場所

中央監視室

イ 勤務時間及び配置

原則として下記のとおりとする。（人数は最低人員数とする）

(ア) 平日

a 日勤 3名 8時30分～17時30分まで(休憩時間を含む)

b 夜勤 2名 17時30分～翌朝の8時30分まで(仮眠及び休憩時間含む)

(イ) 土日、祝祭日、病院の指定する休日

a 日勤 2名 8時30分～17時30分まで(休憩時間含む)

b 夜勤 2名 17時30分～翌朝の8時30分まで(仮眠及び休憩時間含む)

ウ 受託者は、定められた期日までに翌月分の勤務割表を作成し、甲に提出するものとする。

2 業務の内容

(1) 運転管理及び日常点検を行う設備

ア 電気設備

(ア) 受変電設備

(イ) 発電機設備

(ウ) 蓄電池設備

(エ) 幹線設備

(オ) 電灯・コンセント設備

(カ) 弱電設備

(キ) 防災設備

イ 空調・衛生設備

(ア) 熱源機器設備

(イ) 空気調和機設備

(ウ) 換気設備

(エ) 給排水設備

(オ) プロパン瓦斯設備

(カ) 消火設備

ウ 特殊設備

(ア) 医療ガス設備

(イ) 排水処理設備

エ 昇降機及び搬送設備

(ア) エレベーター

(イ) ダムウェーター

(2) 業務の詳細

ア 運転管理方法

(ア) 主要中央監視項目

- 監視 機器の状態監視
- 機器の異状監視
- 機器の状態表示
- データのデジタル計測
- アナログ上下限警報
- 使用水量、排水量の計測
- 給湯温度監視
- 運転時間積算
- 発停、警報回数の積算
- その他
- 制御 機器の個別発停
- 機器のスケジュール発停
- 最適起動停止制御
- 温度の遠隔設定
- 火災時の動力制御
- 外気取り入れ制御
- 上下限警報連動制御
- 節電運転制御
- 積算上限値連動制御
- その他
- 記録 操作運転記録
- 故障、異状記録
- 上下限警報記録
- データの記録
- 各種検針記録
- 上限警報記録
- その他

イ 日常点検業務

日常点検は、月間計画に基づいて院内を巡回し、主要設備機器の外観上の点検を行う。
点検にはおおむね2名程度の人員が従事するものとする。

日常点検の主な内容は次のとおりとする。

- (ア) ほこりの付着、汚れ状況の点検（加熱に伴う火災発生事故の防止）及び清掃
- (イ) 蒸気・水・油漏れの点検（装置回り配管系の正常状態維持）
- (ウ) 外観上の損傷、破損状況の点検（内部組み込み機器への影響等の確認）
- (エ) 異常音の点検（モーター等の過負荷運転、過電流の発生、機器の空運転等の発見）
- (オ) 周辺の臭いの点検（モーター等の過負荷運転、過電流現象の発見）
- (カ) 防災設備個別の状態確認
- (キ) 制御盤上のパイロットランプ点灯状況及び計器類の指針状況の点検
- (ク) 照明器具等の点灯の状況確認及び交換

- (ケ) 計量機器の検針（電力・水・ガス・重油）
- (コ) 電気保安規程に基づく日常点検
- ウ 防災設備の監視
 - (ア) 警報と発生位置の確認
 - (イ) 発生場所の状況確認

ボイラー運転管理業務内容明細書

1 運転時間

ボイラーの運転時間については、基本的に概ね毎朝7時30分に運転を開始し、22時00分に停止の作業を行うこととする。

なお、甲の定めた暖房期は、概ね上記のとおり運転を開始し、23時00分に停止の作業を行う。

また、甲の定めた冷房期(概ね1ヶ月間)は、概ね毎朝6時30分には運転を開始し、22時00分に停止の作業を行う。

注1 上記の運転時間は、気温等の状況で甲の指示により変わることがある。

注2 送気及び給湯時間については、甲の指示による。

2 勤務の形態

- (1) 従事時間については、上記運転時間を満たすよう、基本的に毎日7時00分から0時15分までとする。

なお、甲の定めた冷房期(概ね1ヶ月間)については、運転時間の関係上、毎日6時00分から23時15分までとする。

- (2) ボイラー運転管理業務は、関係法令に基づき1級または2級ボイラー免許所持者が行うこと。
- (3) 受託者は、定められた期日までに翌月分の勤務割振表を作成し、甲の承認を得なければならない。

3 運転管理等及び点検を行う設備

(1) 熱源機器設備

ア ボイラー及びボイラー付属設備・圧力容器(アキュームレーター・熱交換機・貯湯槽・蒸気ヘッダー等)

イ その他熱源関連設備(重油タンク・蒸気配管・減圧弁・蒸気トラップ・管末トラップ・環水配管等)

(2) 給湯設備

ア 給湯設備

イ その他給湯関連設備

4 日常業務の主な項目

(1) 熱源機器設備

ア 計器等による確認

イ 埃の付着、汚れ、水漏れ等の確認及び清掃

ウ その他関連設備の正常状態維持のための業務全般

エ ボイラー・第一種圧力容器月例点検表の作成、圧力容器自主検査記録票の作成

(2) 給湯設備

ア 給排水設備の簡易な器具の修理及び交換

イ その他関連設備の正常状態維持のための業務

(3) その他

ア ボイラー関連設備の簡易な修繕

イ 事務局からの要請による簡易な作業

5 特別業務の主な項目

(1) 構内施設・環境の保持

ア 構内の草取り、害虫駆除、剪定作業等

イ 降雪時の構内主要場所の除雪

ウ その他構内環境保持のための業務

エ その他事務局からの要請による簡易な修理及び作業

6 その他

救急医療のために、前記1の運転時間及び2の従事時間に定める以外に、ボイラーの運転を必要とする場合には、別途協議に応ずるものとする。

中央監視業務及びボイラー設備運転管理業務日報

事務局		
総務課長	管財係長	管財係

令和 年 月 日 () 天候
 最高気温 ℃ 最低気温 ℃

区分	使用量	累計
電気	Kwh	Kwh
ガス	m ³	m ³
水道	m ³	m ³
重油	ℓ	ℓ

中央監視室		
責任者	日勤者	夜勤者

項目	時間	監視状況及び業務内容	備考欄
電気設備			
空調設備			
衛生設備			
防災設備			
医療ガス設備			
その他			